

食安監発第0112001号

平成18年 1 月 1 2 日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

B S E 発生国等から輸入されるめん羊・山羊の肉等の取扱いについて

標記については、平成16年2月27日付け食安監発第0227003号により取り扱っているところですが、今般、E U 諸国等から輸入されるめん羊又は山羊由来のケーシングの取扱いについて改めることとし、当該通知について下記のとおり改正することとしましたので、御了知の上、その運用に遺憾のないようお願いします。

記

記の3中、「食肉製品に使用されたケーシング」を「ケーシング及びこれを含む製品」に改める。

注) E U 諸国等とは、ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、フィンランド、オーストリア、スウェーデン、スイス、リヒテンシュタイン、チェコ、スロヴァキア、スロヴェニア、ポーランド、イスラエル、カナダ及び米国をいう。